

タイ国籍を有しない者のタイ王国入国に関する措置の変更について

2021年4月1日からタイ国籍を有しない者の入国条件が下記の通り変更となります。

1. タイ国内における隔離期間短縮

- 新型コロナウイルス変異株流行国からの渡航者は、最低でも14日間の隔離が必要です。
- 新型コロナウイルス変異株流行国以外の国からの渡航者は、最低でも10日間の隔離が必要です。

(タイ王国保健省発表の「新型コロナウイルス変異株流行国リスト」は、1ヶ月ごとに更新されます。2021年3月31日付発表の「新型コロナウイルス変異株流行国リスト」には、日本国は含まれておりません。)

- 新型コロナウイルスワクチン接種を規定の回数を終えている方で、新型コロナウイルスワクチン接種証明書 (Vaccine Certification) をお持ちの渡航者は、最低でも7日間の隔離が必要です。ただし、世界保健機関 (WHO) もしくは、タイ王国保健省が承認した新型コロナウイルスワクチンを接種し、渡航日の14日前までに接種している方に限ります。またタイ入国時に、新型コロナウイルスワクチン接種証明書 (Vaccine Certification) をタイ空港内疾病管理所の疾病管理担当職員に提示する必要があります。(ワクチン接種証明書は、原本もしくはメール等で送られた電子ファイルをプリントアウトしたものに限ります。) ワクチン接種証明書をお持ちでない方は、最低でも10日間の隔離が必要となります。

2. 搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certification) 提示不要

タイ国籍を有しない者の渡航者に対して、搭乗可能健康証明書 (Fit to Fly Health Certification) の提示が不要になりました。(ただし、渡航前72時間以内に発行された英文のRT-PCR検査による新型コロナウイルス非感染証明書が必要です。)

3. 備考

3. 1 2021年3月31日付けのタイ王国保健省発表「新型コロナウイルス変異株流行国リスト」に名前のある国は下記の通りです。

南アフリカ共和国 (South Africa)、ジンバブエ (Zimbabwe)、モザンビーク共和国 (Mozambique)、ボツワナ共和国 (Botswana)、ザンビア共和国 (Zambia)、ケニア共和国 (Kenya)、ルワンダ共和国 (Rwanda)、カメルーン共和国 (Cameroon)、コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo)、ガーナ共和国 (Ghana)、タンザニア連合共和国 (Tanzania)

3. 2 タイ王国保健省が承認し、世界保健機関 (WHO) もしくは、タイ王国食品医薬品局 (Food and Drug Administration of Thailand) に登録されている新型コロナウイルスワクチンは下記の通りです。

NO.	製造メーカー	ワクチン名	接種回数
1	Sinovac	SARS-CoV-2 Vaccine (CoronaVac)	2
2	AstraZeneca/Oxford	AZD1222	2
3	SK BIOSCIENCE AstraZeneca/Oxford	AZD1222	2
4	Pfizer/BioNTech	BNT162b2/CORMIRNATY Tozinameran (INN)	2
5	Serum Institute of India	Covishield (ChAdOx1_nCoV19)	2
6	Janssen Pharmaceutical Companies of Johnson & Johnson	Ad26.COV2.S	1
7	Moderna	mRNA-1273	2

2021年4月1日付